

委員会提出第 1 号議案

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月17日

提出者 議会運営委員会委員長 増 山 あすか

(説明)

市の組織改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

府中市議会委員会条例（昭和31年9月府中市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務委員会の項中「事業部」を「ボートレース企業局」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 考

府中市議会委員会条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 省略</p> <p>総務委員会 8人</p> <p>政策経営部、総務管理部、<u>ボートレース企業局</u>、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>文教委員会 8人</p> <p>文化スポーツ部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>厚生委員会 7人</p> <p>市民協働推進部、市民部及び福祉保健部の所管に属する事項</p> <p>建設環境委員会 7人</p> <p>生活環境部、都市整備部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第2条 省略</p> <p>総務委員会 8人</p> <p>政策経営部、総務管理部、<u>事業部</u>、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>文教委員会 8人</p> <p>文化スポーツ部、子ども家庭部及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>厚生委員会 7人</p> <p>市民協働推進部、市民部及び福祉保健部の所管に属する事項</p> <p>建設環境委員会 7人</p> <p>生活環境部、都市整備部及び農業委員会の所管に属する事項</p>